

池上雪枝の感化教育

中島 広樹¹

1 はじめに

少年法 24 条 1 項 2 号は、少年法の保護処分の一つとして、児童自立支援施設または児童養護施設送致を定めている。このうち、前者は、明治 33 年(1900)の感化法による「感化院」として出発し、戦後、児童福祉法(昭和 22 年制定)により「教護院」と名を変え、その後児童福祉法の改正に伴い平成 10 年(1998)「児童自立支援施設」となった。この施設は、不良行為をなし、なすおそれがある児童等を入所させ、または保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、さらに通所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。そして、家庭的・開放的・非強制的処遇をする児童福祉法上の社会福祉施設であり、学校教育法上の施設ではないが、個々の児童に必要な環境を与え、職員が児童と日常生活を共にして児童の生活指導を行うとともに、施設内での義務教育課程の教育も行っている。

池上雪枝(1826~1891)は、感化法制定前の明治 16 年大阪に日本で最初の感化院(感化法制定以前のものであるから感化院的施設というべきかもしれないが、便宜上以後、感化院で統一する)である池上感化院(神道祈禱所)を開設し、「少年感化の母」と呼ばれている。

ところで、「感化」という言葉は、明治 5 年ころより欧米の諸文献の翻訳が進むにつれて、行刑界の一部では知られていた。たとえば、中村正直は、スマイルズ(*Samuel Smiles*, 1812-1904)の「自助論(Self-Help)」を「西国立志編」として翻訳出版したとき、*influence* を「感化」と訳していたが、ただ、もともと誰がどのような思想をもって「感化」という言葉を用いたのかは明確ではなく、後述するように儒教思想との関連が指摘されることもある。

他方、「感化院」という言葉は、欧米各国のリフォーマトリー(*reformatory*)制度に影響された阪部寔(1828-1900)(内務省監獄局で監獄則改正を担当していた)、小崎弘道(1856-1938)(霊南坂教会創始者・牧師)、中村正直(1832-1891)、津田仙(1837-1908)、加藤九郎(1830-1890)らが、明治 14 年に「懲矯院設立委員会」を立ち上げ、当時「監獄則」により設けられていた「懲治監」にかわるものとして「懲矯院」の設立を構想したさいに使われるようになった。

すなわち、従来の「懲治監」は不良少年に対応するものであったが、刑罰を行う監獄内での対応であり、人格形成期の少年が成人常習犯などから犯罪的影響をうけるという弊害があった。

そこで、「凶悪ノ少年ヲ集メテ、之ヲ薰陶シ、以テ善良ノ人民」とするために、読書・

¹ 平成国際大学教授

習字・算術・工・農を教育する施設が監獄以外に設けられるべきであると考えられ、それははじめ「懲矯院」という名で構想されたのである。

しかし、「懲矯院」では、単に懲らしめ矯めるという、いわば「上から目線」的ないし強制的な性格が付与される感があったためか、むしろ中村正直の用いた「感化」の語が新たな施設にはふさわしいとされた。「感化」という言葉が与えられたことにより、この施設には「自然や事物や人間的交流を基礎にして児童自身の成長をみまもり促す意味合い」が付託されたといわれる。しかし、阪部の兵庫県仮留監典獄就任(明治17年7月)などにより、日本初の感化院設立計画は実現せず終わってしまった。

こうして、その後日本最初の感化院設立は、池上雪枝という市井の一女性に委ねられることになっていくのだが、本稿では、池上雪枝の生涯と感化院事業をたどる。ところで、その前に、この研究についてあらかじめその問題の所在を示しておきたい。

すなわち、感化教育の意義、感化教育研究史等に関する重要な先行研究としては、小林仁美「感化教育の概念に関する一考察」教育学論集 21 卷(平成4年)21~32 頁(以下、小林論文と呼ぶ)があるが、当該論文を検討し、そこで明らかにされた感化教育の意味内容に照らして池上の感化教育がどのような意義・特色を持つのか、という視点から本稿の考察を行いたい。論者は、教育学者であり、法学の専攻者が教育学者の論文を取り扱うのは僭越の沙汰のようにも思われ、ためらいを感じるが、感化教育は刑法においても教育刑思想とのかかわりから重要性を有することから、ためらいを吹っ切らせていただいた次第である。

2 小林論文の検討

小林論文は、歴史的に多様な意味で用いられてきた「感化教育」概念の意味内容を明らかにすることは、これまで議論の少なかった学校教育と矯正教育・教護教育とを関連付ける総合的検討のために必要であるとの認識を示す。そしてそのために、第一に、少年少女の「非行」・「不良」問題に関する教育史研究に関する戦後教育史を概観し、第二に、感化教育に関わるキーワードである「感化」概念の語彙的検討を行い、第三に戦前における感化教育研究論の考察を行ったうえで、感化教育の意味内容を論者なりに確定し、感化教育を学校教育の系列に復帰させるべきなのか、それとも、そのような形式論よりも、学校教育が感化教育のなかに蓄積されてきた成果を学ぶことを重視すべきなのか、という問いを発するのである。

(1) 「非行」・「不良」問題に関する戦後教育史の検討(21~24 頁)

そこで、まず少年少女の「非行」・「不良」問題についての教育史研究に関する戦後教育史を検討するに当り、論者は、①矯正協会編『少年矯正の近代的展開』(昭和59年)、②赤羽忠之「日本における少年保護思想の成立」『調研紀要』創刊号(昭和37年)、③守屋克彦『少年の非行と教育』勁草書房(昭和52年)、④重松一義『少年懲戒教育史』第一法規(昭和51年)という四つの書物・論文を素材とする。

すなわち、①については、明治以降から現代にいたるまでの「矯正教育」の展開を示す本書の資料的価値を評価しつつも、『非行』・『不良』問題にかかわる少年への働きかけは

「矯正」だけでは捉えきれないものであり、矯正院、少年院の源流にある感化院を出現せしめた「感化事業」「感化教育」の思想、制度、実践に関する検討が必要である」とする。

次に、②に対しては、それまで整理されてこなかった「非行」・「不良」問題にかかわる児童観、教育観にアプローチした意味で重要であり、「少年保護思想」の成立を「懲戒」から「教化」へ、「教化」から「民主主義的教育」へと性格づけた点は、この問題の教育史的枠組みを形成する上で大きな役割を果たしたと評価するが、反面、保護思想の源流にある感化教育の実践史的検討が重要な課題として残されていると指摘する。

さらに、③に関しては、戦前の少年法は教化作用を前面に出した保護処分であり、そこでは教化が全人格に関わったのに対して、戦後の少年法は「非行ないし犯罪を人格の限られた局面における表現」と限定し、少年がみずから「人格を完成していく自由」を承認し、その成長の過程で自らの非行を解消していくことを容認する立場であると考え、それゆえ「非行のある少年に対する司法的な処遇と司法外の一般教育との関連を考え、少年法の目的とする『健全な育成』を教育基本法以下の教育法体系にいう『教育』と共通の場で論じる手がかりを得ようとした」と評する。ただ、感化法など教護事業につらなる法思想とのかわりや、感化院における現実の教育の展開などを含めた感化教育との関係について検討が十分でなく、「感化思想史の解明」が課題とされる。

最後に、④であるが、論者はこれを、少年少女の「非行」・「不良」問題に関する教育の歴史を「懲戒」という視点から論じたものと指摘し、丹念な資料検索や学校教育への問題提起を含めた教育的見地に立つ点などをあげて高く評価する。

そして、「こぼれ落ちたできの悪い、手のかかる子は教育の対象にせぬ」という「教育の放棄」の中に開き直す文部省に対して「どんな子どもでも教育の対象であるとして、あくまでも抱え込む教育体制を確立してこそ教育力を備えた真の文化国家といえる」との④の主張を支持する。

しかし、他方、④からは「不良児」に対する「やっかい者」「お荷物」観が感じられ、悪いことを行った児童少年に対する処遇をどうするのかという上からの観点が払拭できないと批判し、児童少年の発達保障を求める観点からの「感化教育」に注目したいとする。

こうして、①～④の検討を終え、論者は、教護院が学校に対して提起する教育のあり方の問題につき、歴史的検討を通して受け止め、そのことによって学校教育を再検討する視点を明確にすべきであるという認識を示し、教育施設としての感化院の実践的検討が残された課題だとする。

すなわち、具体的にいえば、「不良児」がいかに懲戒され処遇されたかという以上に、どのような施設でどのような生活をして育てられ、又育ったのかということが重要であり、そこでは、制度としての施設もさることながら、施設の中での大人と子どもの人間的なかわりにまで掘り下げること、そのために感化法制・少年保護法制の展開とかかわりをもちながら施設の意味を検討する必要があるとする。しかも、とりわけ、感化院にはじまる感化教育は、矯正院、少年教護院、少年院、教護院の設立につながる出発点でもあり、その歴史的意義の検討は重要な課題だと強調する。

(2) 感化の語彙的検討(24～27頁)

そこで、論者は、感化教育の意味について考察するために「感化」の原義を探求する。

すなわち、古代中国においては「感化」は社会秩序維持のための人間形成を目的とするものではなく、「学」や「説」の教授を通じて、自然な形で「礼」や「義」などの特性の涵養に影響を与えるものとしてとらえられていた(『後漢書 陳禅傳』、『晋書』等)、と説明され、近代日本においても中村正直「西国立志編」、夏目漱石「坊ちゃん」等の使用例などから「善悪を問わず人間に内在する自然な変化力に働きかけることによって、生き方や思想的なあり方に影響力を及ぼすこと」が「感化」の原義と捉えられていたことが認識されるとする。

しかし、文部省が明治 11 年に提出した教育令草案「日本教育令」の第 18 章においては盲学校、聾啞学校とならんで「不良ノ児童ヲ訓誨スル所」としての「改善学校」があげられ、矯正・改善といった強制的色彩の強い「感化」思想が一般の学校教育において予定されていたフシがあるが、「感化院」の場合の「感化」は、阪部寔たちにより、原義通りの感化として受け入れられ、「悪少年」をあるべき形に向けて強制的に「矯正」するのではなく、それぞれが持つ内発的な可塑性に働きかけて今置かれている「悪」の状況を変化させることと受け止められた、という旨の指摘がなされる。

ところで、「感化教育」という言葉は、論者によると 1890 年代後半から使用されだしたとされるが、感化教育という言葉はともかく、1880 年代から存在する感化院は事実上の感化教育を行っていたわけである。

そこで論者は、最後に戦前の「感化教育」研究者の見解を検討し、それをふまえて感化教育の意味内容を確定する。

(3) 戦前の感化教育研究者の見解(27～32 頁)

論者がここで取り上げたのは、行政官僚(内務省→司法省)として感化教育の研究に意を注いだ小河滋次郎(1864-1925)、監獄の教誨師(戦前、教誨師は公務員であった)として感化教育研究を始め、「家庭学校」という私立感化院を設立して感化教育実践者としての観点から感化教育研究を行った留岡幸助(1864-1934)、大正時代の感化教育の研究者である加藤成俊、大正から昭和にかけての感化教育界の指導者的存在であった菊池俊諦の 4 人である。

まず、小河滋次郎の見解であるが、論者は以下のように説明してゆく。すなわち、小河は、感化教育を「未成年者ニ対シ親権者ノ意思ニ依リ又ハ其意思ニ反イテ法律ノ規定ニ基キ国家ガ其機関(行政又ハ司法官衙)ニ依テ命令セシメ或ハ之ヲシテ直接ニ執行シ又ハ国家ノ監督ノ下ニ適當ナル個人(家族)若クハ營造物ニ於テ執行セシムル所ノ強制的教育法ヲ指シテ之ヲ称ス」ト定義し、その対象は「不良行為ある者(未成年者)」「犯罪行為ある者(未成年者)」のほか「遺棄状態にある者(未成年者)」まで拡大されている。

そしてさらに、小河は、感化教育は感化院のような特殊の施設に限定せず、「事情の許す限り成るべく感化院以外の自然的境遇即ち普通の家庭、手工家の細工場、農家の作業場等」を感化教育の場とすべきであり、広い意味での教育の一手段であると同時に広い意味における刑罰の一種とする。

つまり、感化教育は、自由の行動を拘束し、当事者にとっては傷害(Uebel)の実感を与えるがゆえに刑罰的であるが、「教養保護」を主眼とする点で刑罰とは決定的に異なるのである。ただ、感化教育の濫用の弊害を防ぐために、「政策トシテハ成ルベク一般社会的制度殊

ニ学校、組合、郷党、救貧制度又ハ慈善事業ノ力ニ委任」することを希望する。つまり、小河にとって感化教育は「家庭学校其他相当ノ方法ヲ以テ教養ノ目的ヲ達スルコト能ハザル最終ノ場合ニ於テ始メテ特別手段トシテ之ヲ適用スルヲ以テ本則」とするものだと論者は指摘する。このことを、論者は、小河が「感化教育の場ができる限り自然に近い教育の場であることを願」いながら、結局、「自然の状態の教育の場でないことをしっかりみつめていたことになる」と結論付ける。

次に、留岡幸助であるが、教誨師であった留岡は、「密室教誨」を通して「不良少年の多くは悪むべきものにあらざりて寧ろ憐れむべきもの」とであると痛感し、そこから、感化教育を「普通の児童と同じからず、道徳上種々の異常を呈し、或は偽り、或は盗み、或は乱暴を為す等、世の常ならざる行為に出づる児童の為に施す所の教育」であり「此種類の児童を矯正訓戒する」と定義する。

そして、「普通の児童と同じからざる」児童による他の生徒・子弟への悪感化を防ぐために、単なる懲罰的な意味としてではなく、第一義的には教育的見地から隔離を要するので感化院教育が必要となる。この場合、上述したようにその教育は、矯正訓戒を内容とするものの、強制的矯正ではなく、むしろ「感化者と被感化者との間の愛即ち友情」を重視し、家庭的境遇や自然のなかで長所を契機として少年に内在する可塑性に働きかけ「感化」の原義に則ろうとするものであり、内在性に訴える「矯正」であったということが出来る、と論者は指摘している。留岡が設立した感化院の「家庭学校」という名称は、このような趣旨のものとして理解しうるであろう。さらに、留岡は、一貫してこのような感化教育は教育事業なので文部省が所轄すべきであると主張していたという。

さらに、加藤成俊の見解であるが、加藤による感化教育の定義は「基本的には『矯正』と『善化』を中心とした『感化院に於ける教育』を意味するもの」であり、それは、慈善事業の延長線上にある感化事業としてではなく、本来「不良少年の輩出群になりうる児童少年を教育すべき「普通教育制度の欠陥」を補うものであり、したがって感化教育の対象は、「不良少年、未成年犯罪者」のほかに「一般の成年犯罪者、浮浪徒、墮落婦人、貧児、孤児、私生児、低能児、棄児、及親権の悪用、誤用に基づく憐れむべき少年」にまで拡大してゆく。ただ、論者は、加藤説によるならば感化教育の対象を拡大する結果、感化院の課題があいまいになる危険があることを指摘する。

最後に菊池俊諦の感化教育の定義について、論者は、「純真自由なる人格的発達を遂げしめんことを最要の目的とするもので、過去の罪悪に対する報償でもなければ、又は懲戒でもない」「況んや刑罰の変態にあらざることは寸毫の疑を容れざる所」である、と説明する。そして、感化教育は、子どもの成長発達という点での共通性により、すなわち「純真自由なる教育を以て其一路とするを以て、一般教育と何等異なる所がない」とする点において加藤説と同様であるが、その対象を「道徳的危険状態にある児童」に限定した点で加藤説と異なるのであると説明する。また、感化教育の内容についての菊池説につき、論者は「道徳的危険状態にある児童の欠陥の由て存する所を明にして、之が矯正を図り且児童の長所美点を啓発せんが為に施さるる教育的仕事の総体」と紹介し、菊池説の特徴が感化

教育を「児童保護」という観点から捉えているところに特徴があると指摘している。

以上の考察より、論者は、戦前の小河の主張と戦後の守屋の主張の類似性および戦前の留岡や菊池の主張と戦後の重松や赤羽の主張の類似性に注意を促し、わが国の「感化」は、矯正としての感化から保護としての感化事業へそして感化教育へと発展し、その教育も犯罪予防という消極的意義から家庭、学校、社会の欠陥補充としての性格が付与されてきたと総括し、感化教育の意義については、対象を不良少年に限定する狭義の感化教育と、不良少年に限定しない広義の感化教育に大別できるが、広義の感化教育概念では、感化教育における福祉と教育の関連という視点が必要とされ、また感化教育の意味内容が曖昧化しがちなので、「不良」「非行」にかかわる少年の教育問題として「感化教育」の意味と対象を捉えるべきだとして、論者は狭義の感化概念を支持して本論文の結論とする。

以上、感化教育概念に関する先行研究として小林論文を検討してきたが、本論文で感化教育概念を明らかにするために用いられた、感化教育の定義、対象、方法内容という視点およびそれに関連する強制的性格の濃淡、一般教育との関連性、他の見解との比較といった問題意識は、池上雪枝の感化教育の検討に当たって有効な分析道具となると思われる。そこで、このような視点や問題意識のもとに以下において、池上雪枝の感化院ないし感化教育について検討することとする。

3 池上雪枝の家系

重松一義『少年懲戒教育史』第一法規(昭和51年)330頁では、池上雪枝について「ともかく不良少年という新しい社会問題を鋭敏に感じ取り、これに深く注目し、みずからの意思と力で対処したということは、当時の婦人の社会的地位からみても稀な足跡であり、一人物であったと考えられる」と評されている。確かに、すでにみたように、阪部寔、小崎弘道、中村正直、津田仙ら、当時の錚々たる知識人が計画したにも関わらず失敗した感化院設立を独力で実現し、明治18年の高瀬真卿(1853-1924)の東京感化院設立、明治32年の留岡幸助による家庭学校設立などの牽引力となったことを考えると、驚くべき偉業であろう。

いったい、池上雪枝とは何者なのか、なぜこのような力業が可能となったのだろうか。誰も思わず問いかけたくなるはずである。

池上雪枝は、有名な戦国大名である武田信玄(1521-1573)、そしてその後継者であった武田勝頼(1546-1582)の、つまり八幡太郎義家(1039-1106)以来の甲斐源氏宗家の直系子孫と伝えられている。一般には、武田宗家は、天目山の戦い(1582年)で織田軍に敗れ、勝頼・信勝(1567-1582)父子が自害したことによって滅びたと考えられているが、勝頼の遺児が落ち延びたという話はいくつか伝えられている。

たとえば、埼玉県越谷市には千徳丸伝説があるし、山梨県笛吹市には芍薬塚伝説が伝えられている。いずれも、天目山の戦いのおりに、2歳になる勝頼の遺児を武田家の家臣が

ひそかに逃がし匿ったが早世したというものである。

また、勝頼の遺児が関西に落ち延びたという話も伝わる。一つは、武田勝親であり、家臣に抱きかかえられて大菩薩峠を超えて、摂津国尼崎藤田村に逃れ、浄土真宗本願寺派の僧侶となって103歳で没したと伝えられるものである。

もうひとり、武田勝直がいる。天目山の戦いの敗北後、近江国犬上郡高宮に逃れ、その後河内国交野郡茄子作村に潜んでいたが、大坂夏の陣(1615年)で徳川家康(1543-1616)がその本陣を真田幸村(1567-1615)の軍勢に壊乱され危機に瀕したとき、大久保彦左衛門(1560-1639)と偽称して豊臣方の追撃を阻み、家康を救出したと伝えられる人物である。勝直はその功績によって旗本に取り立てられ、家康から「せっかくだから、以後武田ではなく、大久保にせよ」といわれ、大久保姓を名乗ることになったという。これが、池上雪枝の先祖であり、それゆえ、雪枝の姓は本来大久保である。池上という姓は、雪枝が結婚したときにみずから作り出した姓である(夫の姓でもない)。

その後、勝直の子が旗本奴の白柄組の一員となり、有名な伊賀越えの仇討事件(1634年)のさいに、荒木又右衛門(1599-1638)の仇敵である河合又五郎(1615-1634)を蔵匿したかどで旗本の地位を失い、以後大久保家は民間に下り大阪に移って木綿商を始めることとなる。その後、雪枝の祖父三郎右衛門の代となり、三郎右衛門が数奇な事件に関連して公卿の血をひく娘由紀と結婚し、一男一女をもうけるが、それが雪枝の父又一郎と伯母のお孝である。ところが、由紀が亡くなると、父親の三郎右衛門が遊郭の娼妓を後妻としたため、この後妻(つまり継母)からの虐待によりお孝17歳、又一郎12歳の時、ふたりは当てもなく家出し、お孝は現世の人生をあきらめて日蓮宗の尼「法厳尼」となり、高僧たちに交じって学問の研鑽に励み、その後紫衣を賜与されるほどの実力者へと成長し全国的にその名が知れ渡ることになる。

一方、又一郎は若年であったにもかかわらず、姉と別れた後、武者修行の旅に出て、約10年にわたって関八州、東北、北陸の諸国を遍歴苦闘し、天稟の武術の才能に磨きをかけて剣は真陰流、槍は宝蔵院流の達人となっていた。そして、その力を見込まれ一橋家に仕官することとなったが、養父が殺害されたため、武門の習いとして敵討におよび、首尾よく、即日敵の首をあげたものの、当時一橋家では敵討が禁止されており、禁令に反した咎で、又一郎は獄舎に下る羽目になる。そのとき、28歳。しかし、百折不撓を叫び続けた青春の日々、ここでも又一郎は屈することなく、獄内で医道の研鑽に精進し、一年後放免となった後は江戸で剣道指南道場を開き、数百人の門弟を擁する道場主となった。

そして、36歳の時に、20年以上前に生き別れた唯一人の肉親法厳尼ことお孝が風の便りに大阪長柄村に居ることを知り、はるばる法厳尼の住む日蓮宗助給庵を訪ねたが「出家の身なので昔の姉ではない、あなたは堂々たる男子でありながら武田家の家名も興さず漂泊放浪しているとは何事か」と厳しく対応される。しかし、たまたま法厳尼と親密な昔からの知人を介して、姉弟ではなく他人同士ということによってようやく面会が許され、幸いにも双方感激の再会となり、その後又一郎は大阪に道場を構えて武芸指南を始めたほか、医業も営むに至り、さらに酒造家の娘お幸を妻に迎え、一男一女をえた。すなわち、長男の文祥と長女の雪枝である。雪枝は又一郎が59歳の時の子で、武芸試合に訪れた久留米藩士某に名付け親となるように頼んだところ、雪が庭木の梢に積もっていたということから命名に至った次第である。

4 池上雪枝の生い立ちと感化院創設まで

雪枝の家系について比較的詳細に述べたのは、雪枝の感化院創設というパイオニア的事業を動機付けたものの正体を窺うことができるのではないかと、思ったからであるが、やはり、甲斐源氏武田宗家の末孫にして、徳川幕府の旗本であったという家系の認識は、現代人にはわかりにくいかもしれないが、当時としてはそのプライドの源泉足り得るものであったことと推測される。雪枝の生涯にわたっての自信と信念にあふれた行動力の根源には家系への誇りが潜在していたことであろう。

また、伯母の法厳尼の菩提心の強さ、菩薩行への精進は、雪枝の教育・社会福祉への志向性に少なからず影響を与えたものと思われる。仏教的には、後述するように雪枝には、尊王思想が強く、また神道への傾斜が強かったわりには排仏的性格がなく、むしろ道元(1200-1253)の思想への親近性が感じられる(雪枝は、死後曹洞宗栗東寺に葬られている)。また、家名へのこだわりは伯母譲りかもしれない。雪枝は、長男の誠三には武田の姓を再興させている(もっとも、誠三の子つまり雪枝の孫の震一は伯母千鶴子の嫁ぎ先である村上家の養子になったため、武田姓を廃してしまった。ここで完全に先祖代々の武田家再興の夢は消えてしまったわけである。なお、武田震一は、日本画壇の巨匠村上華岳(1888-1939)である)。

そして、何とんでも父親の又一郎の存在は、雪枝の生き方に知らず知らずのうちに影響を与えていたことであろう。たとえば、大塩の乱(1837年)で知られる大塩平八郎(1793-1837)は、又一郎を武芸の師と仰いでおり、大塩の乱に際して又一郎の長男文祥を乱の企てに誘ったが、又一郎は相談に来た文祥に対して、大久保家の家法は「善悪を明徴して、捨身の行動をとる不断の覚悟を堅持せしむる」にあると教え、大塩の規範違反の反逆行動に反対し、むしろ大阪城兵を指揮して百方防戦に努めたといわれる。雪枝もまた規範的教育に熱心だった。たとえば、明治18年3月以降、道德教育・社会問題に関し一般人を啓蒙する意図から発刊したとされる「雪枝草紙」のなかにおいて、「道を説いて人を倦ましめざらん」「人心の邪悪に奔流氾濫するの憂を防遏する隄防の一撮土たらん」などと述べられているのはその明示的表現といえよう。

雪枝の感化教育のなかにかがえる「分別の教授と人を生かすことへの熱意」は、主として伯母や父親の影響ではないだろうか。

さらに、雪枝の行動には観念的ヒューマニズムというよりも、生の人情、実意、丹精といったものが強く感じられる。後述するように、雪枝は易断を業としていたが、雪枝の次女賀枝は「母上は学ではなし實を以って、厚情を以って人と相談申すことが先に立ちます」と述懐している。

この実意ある人情家という雪枝の性格は、父親又一郎の血を受け継いでいると感じられる。たとえば、又一郎には、阿波国蜂須賀家の客分として碌を食んでいた平島家とそのゆかりの者650余人が蜂須賀侯との関係が悪化して国を追われたとき、かつて武芸修行の際平島家からもてなしを受けたということで、2か月の間方々駆けずり回って、650余人すべてに生計の道を与えることに成功したという逸話が残っている。また、又一郎は、狂歌や落語を愛するユーモリストでもあり(死に臨んでは辞世の句として「さむるから、ねぶるまでこそ目玉なれ あちら向いたらこちら知らねい」と狂歌を吟じて家族から笑いをとる

うとした)、斗酒猶辞せざる人柄であったため町の名望家であった。

このような明朗・豪快で人情に富み、しかしどこか不遇の影のさす剣豪浪人を父として雪枝が生まれたのは、文政9年(1826)2月1日のことである。

雪枝は、幼年時から天才少女という評判が高く、4歳のおり、乳母に背負われて天満堀川をわたるとき、川の水が浚渫によって澄んでいた事情を乳母から教えられ「ほりかはの濁りし水を浚へられ、鮎やどぜうのみどころなき」と吟じている。川が澄んでいるのは河浚えの結果であると知り、それでは鮎やドジョウが居場所を失い困るのではないかと歌っている。和歌の即興にも驚くが、雪枝の生き物へのやさしさが伝わってくるであろう。5歳の時には、仁孝天皇(1800-1846)の嵯峨離宮観楓の宴に招かれて天候を予知する能力を披露している。この点に関連して言うと、雪枝は、結婚後夫の事業の失敗により、易断によって一家の生活を支えざるを得なくなったが、その占断の確かさは「東に高島嘉右衛門、西に池上雪枝」と並び称され、高島易断の祖にして横浜の大実業家であった高島嘉右衛門(1832-1914)を感嘆せしめるほどであった。鑑定の鋭さの背後には、このような雪枝の先天的ないわゆる予知能力が与って力があつたものと想像される。

さて、このような雪枝のやさしい性格と異能を目の当たりにして雪枝の撫育を望んだのは、近衛忠熙(1808-1898)に仕える「老女村岡の局」こと津崎矩子(1786-1873)であった。矩子は、百人一首や古今集を誦んじるような才人であったが、教育熱心な性格であり、又一郎は、矩子の申し出に応じ、7歳になるのをまって雪枝を近衛家に預ける。以後、嘉永5年(1852)に27歳で鯛屋歎三と結婚するまで雪枝は近衛家で過ごし、いわば「津崎矩子学校」で当時の女子教育としては最高の学問・教養を身に着けることとなり、このことが思想哲学面において雪枝の後半生の感化院事業にとって大きな力となったといえよう。

なお、津崎矩子は、尊王攘夷思想の持ち主であり、幕末期に梅田雲浜(1815-1859)、僧月照(1813-1858)、西郷隆盛(1828-1877)らと協力して重要な役割を果たすのだが、特に、13代将軍徳川家定(1824-1858)への天璋院篤姫(1836-1883)入輿に際しては、近衛家の養女となった篤姫の養母という資格で江戸へ下向するが、この間も雪枝は結婚していたにもかかわらず、矩子を助けて志士たちとの連絡役をつとめ、自らも尊王思想をもつようになったといわれる。

さて、矩子は念願の明治維新の達成を見ることができ、明治天皇(1852-1912)から勤王の志を嘉賞されると、まもなくこの世を去る(享年88)。他方、雪枝の方は、大塩の乱後、父の又一郎が5年ぶりに帰省した雪枝に孝養を尽くされた後、古稀で没し、兄の文祥も早世したが、雪枝自身は結婚後5男2女に恵まれ、明治12年に幕臣だった平山省斎(1815-1890)の創始した教派神道一派で、平田国学の色あいの濃い「大成教」(祭神は、天之御中主神、高皇産霊神、神皇産霊神、天照皇太神、伊邪那岐神、建速素戔嗚神、大国主神)に夫とともに入信し、その後「権中教正」という高位を与えられている。尊王思想の延長線上に大成教入信があつたのであろう。こうして、大成教の教導職になったことが、感化教育に際し生徒に「敬神崇祖」の情操を懐かせるのに役立ったといわれるが、実践家肌の雪枝の口からは、「お天道様に恥じない生き方をしなさい」「ご先祖様を大切にしなさい」「親孝行しなさい」等といった感じの平易な教えとして語られたのではないだろうか。

前述の通り、雪枝は結婚後早くから事業に失敗した夫歆三になりかわり、易占によって池上家の生活を支えるとともに、さらに神道教導職もつとめ、当時は現代のカウンセラーないしケースワーカーあるいはコンサルタントに通じるような仕事をしていただけたが、明治 16 年 6 月 27 日、ついに感化院設立を実現し、翌明治 17 年 8 月 1 日に公式発表がなされた。感化院設立は、大坂府北区空心町の自宅(その後北区松ヶ枝町に新築移転)においてなされたが、宅地面積は 103 坪、家屋は二階建てで 29 坪と平屋 20 坪の二戸であった。そこで、以下においては池上雪枝の感化教育の特色を検討することとしたい。

5 池上雪枝の感化教育

西南戦争(1877年)後、天満宮周辺に不良少年たちがたむろするようになり、雪枝は何とか次代を生きる若者たちを救わなければならないと決意していたようである。

そして、明治 14 年に阪部寔らが前述のように「懲矯院設立委員会」を立ち上げたことを知った雪枝は「東京なる感化院のことども委しく承りしに、こは遠き西洋にも厳かなものにして、人のため世のため、いとどいさを高く慈善ともなるへきことよしの侍れば」感化院を設立せねば、という意欲をかきたてられたようである。

また、明治 17 年 8 月 3 日付大阪朝日新聞は、感化院設立経緯につき以上のように報じている。すなわち、

「幼年にして縲紲の身となれる者の数も少なからざるが、是等は大抵盗犯に出し者が十の八九に居り、其の所以は父兄が貧困にして教養の方至らざるより知らず識らず不良の途に誘はれて此兇行をなすに至れるものなれば、此處に感化院と云へるを設立し、家訓なき子弟を教養するの所となし兇念を未萌に防ぎ生活と勤勞に得るの道を受けらしめんとの事を企てし人は北區空心町二丁目に住み権少講義を勤むる池上雪枝女史と云ひ、兼てより勤王の心深く何かな御國のためになることのみ心がけ、是までの履歴も最も多きよし。然るに今度感化院設立のことを思ひ立ちたるをりから恰も横濱の豪商高島嘉右衛門氏の當地に來り合して此の擧を聞き態々女子のもとを訪ひ、種々談話の末資金の事に及びしに、女史は我一己の資力にて之を立つべし、他人の金力を藉るを欲せず。若し我中途にして倒れたらんには其時幸に之を繼がせ玉われ、と答へられしには流石の高島も感心するのみにて復一言も出でざりしとかや」という記事であり、雪枝の感化院設立の主たる目的が犯罪防止と職業訓練にあったように世人に受け止められたであろうことがわかるほか、高島嘉右衛門からの資金援助の申し出を断ったことが伝えられている(ただし、その後雪枝は長女の千鶴子への易断指導を高島嘉右衛門に依頼している)。

ところで、雪枝の感化院における教育内容を要約すると以下の 3 種類にまとめられる。すなわち、

- ①精神教育
- ②職業教育
- ③英語教育

である。そこでこれらについて、逐一検討してみたい。

(1) 精神教育

先述した「雪枝草紙」第一号(明治18年3月2日刊行)の社説に、雪枝が感化院を設立した意図が明示されている。「曩に感化院を設立し不良の子弟を教育して之が兇念を防止し其勤勞に食むの道を覚らしめんことを熱望した」と述べられており、基本的には池上感化院は「不良少年」を対象としており、小林論文にいう「狭義の感化教育」であったことが認められる。ただ、「雪枝草紙」の発刊は、「世人を徳義の道に感化し利欲悪習のために良心を失ひ知らず識らず邪路に馳入て終には法律に名教に其罪人たるの不幸に陥らんとするを救正する」目的を持つとしているから、雪枝の感化教育概念は、感化院の枠内では狭義のものだが、啓蒙的機関紙「雪枝草紙」は一般人(世人)を対象とする広義の感化教育をめざしていたといえよう。すなわち、雪枝には「世運開けて人智の進むに伴い其悪念の増長するは固より免るべからざる次第」という認識、すなわち時代の変化とともに一般に人間の悪性が強まってきているという認識があり、そういう意味では、荀子の性悪説が妥当する状況になっていたわけで、雪枝自身はしばしば孟子を引用するものの、社会の実態においては雪枝の認識からすれば、むしろ性悪説的に人間を捉える方が適切な時代となっていたといえるのではないか。一般人を感化する必要があるので「雪枝草紙」を発刊するという趣旨は、そう考えると理解しやすいと思われる。

では、感化教育の内容や方法はどうかであったのだろうか。先に見た通り、池上感化院は明治16年に設立されるが、翌明治17年7月に感化院制度のそもそもの提唱者である阪部寔が兵庫県仮留監典獄として兵庫県に赴任し、以後しばしば大阪の雪枝のもとを訪れては助言激励を行っている。

ところで、この時期池上感化院を珍客が訪れている。当時、阪部のもとで兵庫県仮留監に教誨師として勤務していた原胤昭(1853-1942)である。原は、先年「福島事件」を批判し出版条例等に違反したとして石川島監獄に3か月間収容され、監獄内でチフスに罹患して九死に一生を得るという体験をしたばかりであった。このような経験をした原は、一人でも多くの囚人を更生させようと誓い、出獄後、盛んに監獄改善を叫んだのであった。そして、原の訴えをキャッチし、原の教誨師就任に直接関与したのが阪部寔だった。しかし、出獄したとはいえ一度は死にかけた原である。半年間は後遺症に苦しみ、それが癒えたか癒えないかという時期に神戸に敢えて赴任したのは、監獄改善への意気込みに燃えていたからである。反面、正しいものが苦しめられ辱められる世の中の矛盾に対して、原の心は悲しみや憤りに満ちていたことであろう。

そのような時期に、原は雪枝に出遭ったわけである。阪部の紹介によると思われるが、原は、初めて雪枝に遇った時の印象を以下のように書き残している。すなわち、「池上感化院は当時三十五六人の生徒を擁してゐたが、講堂の正面に神殿あり、池上女史は常に白装束をまとつてゐて、その端麗なる容姿と明確なる言辞と相和して威儀極めて整ひ、人をして自ずから敬慕の念を湧かしむる」というものであった。原と雪枝が似た者同士であることや、雪枝の「女傑」的性格から推して、原が雪枝に鼓舞されたことは想像に難くない。その後も原はしばしば池上感化院を訪れ、そのことは、のちに原が少年保護に関わっていく素地を形成したと評されている。また、原は教誨にあたり「敬神崇祖忠孝節義同胞相助」を説いたと晩年に回想しているが、「敬神崇祖」は、たぶん雪枝に影響されたものであろう。

原の回想からも窺われるように、雪枝の教育方法は基本的には神道による精神教化であったと推察される。具体的には、池上感化院は黒板塀が張り巡らされ、門には注連縄が張られて肅然とした空気がただよい、講堂の祭壇には神霊が祭られ、祭壇に向かって端座した白装束の雪枝による礼拝・祈禱・説教が指導の第一とされた。確かに、神道教導職にあった雪枝の立場からすれば、それが必然であるが、「雪枝草紙」第6号(明治18年4月22日刊行)の社説では、孟子の「四端説」や道元禅師の「即身是仏」の思想が説かれており、夫の歎三が商家出身であったことを併せ考えると、おそらく規範教育の内容の実態は、神道(日本の精神を背景とした博愛の心)をベースにしながらも、儒仏神の三道が総合され江戸時代後期に町人の間を中心に広がったといわれる「心学」的なものだったのではないかと推測される。

しかし、教育は崇高な倫理や深遠な道德の教授のみによって達成されるものではなく、道義心をゆるがぬものとする克己心を培うため、生徒それぞれに適応すべき職業選択や技術の習得を指導することが必須と考えられた(いわゆる「恒産なくして恒心なし」「衣食足りて礼節を知る」という趣旨と思われる)。

それゆえ、雪枝は、現在の少年鑑別所が行っているような科学的な方法ではなく、占断によって各生徒の性格や適職や適性を鑑別するとともに、授産事業の運営を通じて職業教育を行ったのである。このような雪枝による生徒についての適性判断に関しては、その万人に一人というべき鋭い洞察力を示すエピソードが残されている。某日、3人の子供を伴った母親と祖母が雪枝の鑑定を受けたところ、「次男は神官、三男は商人」と占われた。母親たちは、どう見ても逆ではないか、と思い再度鑑定を求めたが雪枝は「大地に打つ釘は外れても、池上の立てた運命の鍵に狂いはない」と断言した。結果は、全く雪枝の鑑定通りとなったことが後日証明されるが、高島易断の祖である高島嘉右衛門をして感嘆せしめたというのだから、このような話は枚挙に遑がなかったであろう。それにしても、「大地に打つ釘は外れても、池上の立てた運命の鍵に狂いはない」という確信に満ちた言葉は頼もしい限りであり、確かに学校において生徒の進路指導にあたる教師のすべてにこのような洞察力があり、それによって生徒各人に潜在する能力・美点などを取り出して自信や希望を与えることができるとすれば、理想的教育であろう。

このように、雪枝の基本的な感化方法の本質は、子どもたちに心学的な内容の規範を教えて分別を目覚めさせ、あるいは植え付け、さらに各人に潜在する適性を的確に洞察鑑別し、それをふまえた職業・進路指導をおこなうことにより、各人をして社会において規律と活気をもった人生を送ることができるようにすべく働きかけるもの、と要約できようか。

(2) 職業教育

次に授産事業の運営による職業教育であり、授産事業としての商品製造はそのまま教育課程に織り込まれ教育科目となるとともに、生徒たちの経済的手段ともなった。授産とは、「要保護者・低所得者や心身に障害、世帯の事情で就労するのに職業的技術が不足していたり、時間が制約されている人々を対象に、就労の機会を提供し、技能を修得させるとともに賃金を得させ、その自立と生活安定を図る社会福祉事業」と説明される。

雪枝は、生徒の大半が貧困によって悪事に手を染めたことを考慮して、感化費用を子供たちの親に負担してもらうことをはじめから考えていなかったのではないかとされている。

る。

池上感化院の場合、授産事業の具体的内容は、まず洋傘の木柄製造であり、木柄の製造販売商人であった六島某という人物が指示し、販売も担当した。すなわち、生徒の製造した洋傘の柄を六島が洋傘メーカーに卸し、それが最終商品となって一般市場において販売されたようである。

次に石鹼製造である。雪枝は、わざわざ英人技師を招いてその指導を受けた。しかし、当時は一般に石鹼の効用が理解されておらず、生徒たちが製造した石鹼は、販売人の手に委ねられて露店で売るほかなく、失敗に終わる。しかし、石鹼の販売を一手に引き受けた田村石鹼問屋は、その後石鹼の事業化をはかって企業化し合成洗剤のようなものを開発し、戦後に至るまで大阪天満近くで店舗をかまえ繁盛したという。このように池上感化院の職業教育は地場産業と結びつくという先見性を持ったものであったことが注目されるのである。

外にも、ステッキや硫化染料の製造が行われ、これらの職業教育の監督は、雪枝の次男である池上英三郎が担当した。

(3) 英語教育

池上感化院の学科教育としては、雪枝が和漢の知識に富んでいたことから、これらの教育に力が入れた反面、雪枝は世界的視野を含んだ社会交流の必要性を説き、次女の賀枝の婿である石田愛三郎に英語教育を担当させた。のみならず、雪枝自身も神道家でありながら多くのキリスト教宣教師らと親交を結び、ウィルミナ女学校(現在の大阪女学院)、梅花女学校の名誉教授となっている。

雪枝が入信した大成教の教義の大綱は7箇条からなるが、そのうち三つの柱は、①神祇を崇拜し、賢所および皇霊を遥拝する、②国体(日本国の在り方)を恢張する、③神事形式は歴朝の規範にしたがう、というもので日本が「神の国」として世界に冠たる国であることを主張する平田篤胤(1776-1843)らによって説かれた考え方といわれる。すなわち、雪枝の考え方には、皇室中心主義があり、不良少年といえども天皇の国である日本に役立つ人材として再生させることを最も大きな目的としたようだ。しかしながら、その反面、雪枝自身は国際的感覚に富み、尊王愛国思想を超えてキリスト者とも積極的に交流したのであった。雪枝の相談相手である原胤昭や阪部寔もクリスチャンであった。

6 まとめ

以上の検討から、池上雪枝の感化教育についてまとめると、まず、その対象は加藤成俊の考えたような広範な人々ではなく、感化院に現在する「不良少年」であることから、小林論文にいう「狭義の感化教育」であったといえよう。その本質は、子どもたちに心学的な内容の規範を教えて分別を目覚めさせ、あるいは植え付け、さらに各人に潜在する適性を的確に洞察鑑別し、それをふまえた職業・進路指導をおこなうことにより、各人をして社会において規律と活気をもった人生を送ることができるように働きかけるものであって、小河滋次郎の定義中にある「強制的」な色彩は乏しい。むしろ、留岡幸助の考えた「強制

的矯正ではなく、むしろ『感化者と被感化者との間の愛即ち友情』を重視し、家庭的境遇や自然のなかで長所を契機として少年に内在する可塑性に働きかけ」るもの、ないし菊池俊諦の「純真自由なる人格的発達を遂げしめんことを最要の目的とするもので、過去の罪悪に対する報償でもなければ、又は懲戒でもない」ないし「況んや刑罰の変態にあらざることは寸毫の疑を容れざる所」という主張に近い。

また、雪枝の考え方には、皇室中心主義があり、不良少年といえども天皇の国である日本に役立つ人材として再生させることを最も大きな目的としたという点からすると、戦後赤羽忠之が分析したような「民主主義的教育」という性格は、今日的意味においては、さすがに雪枝の生きた時代の性質から見て希薄であろうが、重松説ににじみ出る「不良児」に対する「やっかい者」「お荷物」観などはなく、むしろ少年を不良化させる社会も感化対象としなくてはならないと考えていたほどであり、さらに英語教育の導入や雪枝草紙の名宛人が一般人であったことからすると、一般教育と感化教育とは何等異ならないという加藤説、菊池説に親近性があるように思われる。

そして、その感化教育の内容は、神道を基本とした「心学」的な道義的教育を教授するという民族性・文化性・規範性、そのようにして認識された道義的価値に関する知識を確固たるものとすべく、生徒たちそれぞれの性格や適性に応じた職業指導をおこなうという個別性・合理性、地元の業者の協力の下に授産事業の経営を通じて職業的技術を身につけさせるという現実性・地域性、さらに国際化の流れに適応していけるように英語教育を学科教育に導入するという国際性・進取性を特色とするもので、今日の感化教育ないし一般教育に照らして勝るとも劣らないものと評価できよう。池上感化院に認められるこれらの特色は、なお、現代的意義をもちうると思われる。

逆に言えば、雪枝の生きていた時代にあつては、これらの特色はなお時期尚早だったかもしれない、感化院の新築、施設の維持管理費、授産事業のための投資、指導員たちへの給与・謝礼、雪枝草紙の出版に要した費用は想像を超える金額だったといわれる。それに対して、明治政府にはなお社会福祉・事業にまわす予算は乏しく、雪枝は経済的苦境を乗り切るため、西郷隆盛、江藤新平(1834-1874)らからの書などの家宝の品々を売却して換金していった。

さらに、立憲帝政党を結成し、日本主義者として活動していた丸山作楽(1840-1899)は、池上感化院への助力を開始し、明治 19 年に、経営支援を依頼しようとしたらしく、雪枝の次男英三郎に川村燦一郎(1852-1891)宛ての「感化院ノ事ニ付御賛成ノ程宜敷願上候」という一文を書き込んだ名刺を渡している。その後の展開についてははっきりしないが、川村は、金原明善(1832-1923)を助けて日本で最初の更生保護事業を開始した人物であり、表舞台から退いていた金原に代わって更生保護の中心となっていたが、5 年後に肺炎により 38 歳の若さで病没することを考えると、当時、すでにあまり体調は芳しくなく十分な支援ができなかったかもしれない。

ほかに、司馬遼太郎(1923-1996)の長編小説「俄」の主人公として知られる明石家万吉こと小林佐兵衛(1829-1917)が、雪枝の篤行に感銘を受けて、明治 18 年に「小林授産場」を開設し池上感化院の事業を支援したといわれる。

しかし、これらの支援にもかかわらず、明治 21 年初めころ感化院は最終的に閉鎖された。雪枝の発病が直接の原因とされるが、3 年後雪枝は 66 年の生涯を閉じる。死の 2 分前、

端然として「誰をかもたのまむ老の身の わけつくされぬ ことの葉のみち」という辞世の句を詠んだ。感化院事業について思い残すところがあったのであろう。

【主要参考文献】

1. 『池上雪枝小傳/少年感化の母 池上雪枝/雪枝草紙(大阪府立修徳学院/熊野隆治他共編/池上社・昭和 14/15 明治 18 発行)』
2. 『福祉に生きたなにわの女性たち』(右田紀久枝・井上和子編 昭和 63 年)
3. 『シリーズ福祉に生きる 27 池上雪枝』(今波はじめ 平成 11 年)
4. 『更生保護史の人びと』(法務省保護局 更生保護誌編集委員会編 平成 11 年)
5. 『留岡幸助と家庭学校』(二井仁美 平成 22 年)
6. 『原胤昭の研究』(片岡優子 平成 23 年)
7. 『少年懲戒教育史』(重松一義 昭和 51 年)
8. 『武田氏家臣団人名辞典』(柴辻俊六他編 平成 27 年)
9. 『小林授産場の研究』(西尾祐吾 第一福祉大学紀要 2 号 平成 17 年)
10. 『高島易断を創った男』(持田鋼一郎 平成 15 年)
11. 『感化教育の概念に関する一考察』(小林仁美 教育学論集 21 卷 平成 4 年)
12. 『有馬四郎助』(三吉明 昭和 42 年)
13. 『刑事政策講義』(大谷實 平成 21 年)
14. 『石田梅岩と「都鄙問答」』(石川謙 昭和 43 年)
15. 『教派神道の形成』(井上順孝 平成 3 年)
16. 『神知となる日』(島田康寛 新潮日本美術文庫 39 「村上華岳」平成 9 年)

※変体仮名の読み方につき、坂本安富・平澤香両教授からご教示を得ました。ここに記して謝意を表します。